

平成23年

第2回市議会定例会 議案第7号

函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する
条例の一部改正について

函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月30日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する
条例の一部を改正する条例

函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例（平成5年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に定める」を「第36条に定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

景観形成指定建築物等の保全のための修理に要する経費を基金による補助の対象に加えることとするため